

○銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱

平成4年4月30日

告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し、当該転換に係る費用について、予算の範囲内で合併処理浄化槽転換費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併処理浄化槽への転換の促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。

（平21告示19・H22告示20・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であり、かつ、浄化槽からの放流水のBODが日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下となる機能を有すること。

イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合すること。

(2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) くみ取便所 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所（簡易水洗便所（泡及び少量の水を利用してし尿を便槽に貯留し、定期的にく

み取って処分する方式の便所をいう。)を含む。)をいう。

(平5告示9・平15告示18・平19告示37・平22告示20・平31
告示14・一部改正)

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

(1) 次に掲げる区域以外の区域

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)

イ 銚子市下水道条例(昭和58年銚子市条例第12号)第3条の3第3項第1号に規定する銚子市住宅団地下水道の処理区域

(2) 下水道事業計画区域のうち下水道の整備が当分の間見込まれないものとして市長が別に定める区域

(平11告示19・平22告示20・平25告示10・令2告示11・一部
改正)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者で、補助対象区域内において、自己の居住の用に供する住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を廃止し、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を要する建築物の建築等により合併処理浄化槽を設置する者

(2) 法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置

する者

(3) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。以下同じ。）を滞納している者

(4) 住宅を借り受けている者で、賃貸人の承諾を得られないもの

（平19告示37・平21告示19・平22告示20・平31告示14・令5告示43・令6告示27・一部改正）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽の撤去及び合併処理浄化槽の設置に係る費用（以下「転換費」という。）とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額を限度とする。

人槽区分	補助金の限度額	
	既存単独処理浄化槽から転換する場合	くみ取便所から転換する場合
5人槽	512,000円	432,000円
6人槽及び7人槽	594,000円	514,000円
8人槽から10人槽まで	728,000円	648,000円

（平15告示18・全改、平16告示17・平19告示37・平20告示12・平21告示19・平22告示20・一部改正）

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理浄化槽への転換に係る工事に着手する前にあらかじめ合併処理浄化槽転換費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

- (2) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 転換費の見積書の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 第2条第1号イに掲げる要件に該当することを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する浄化槽機能保証制度に基づき保証登録された浄化槽にあつては、保証登録証
- (9) 浄化槽設備士免状の写し
- (10) 住宅を借り受けている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、交付の申請期間は、当該年度の4月1日から12月28日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(平5告示9・平15告示18・平19告示37・平21告示19・平22告示20・平27告示20・平31告示14・令5告示43・一部改正)

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかに可否を決定し、合併処理浄化槽転換費補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(平21告示19・一部改正)

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、合併処理浄化槽転

換費補助金交付申請内容変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 受給者は、合併処理浄化槽への転換が予定の期間内に完了できなくなったとき、又はその遂行ができなくなったときは、市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 3 受給者は、合併処理浄化槽への転換を中止したときは、合併処理浄化槽転換中止届出書（別記様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（平21告示19・一部改正）

（実績報告）

第9条 受給者は、合併処理浄化槽への転換が完了したときは、工事が完了した日から起算して1か月以内又は当該年度の2月末日（その日が銚子市の休日に関する条例（平成4年銚子市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽転換実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 施工に係る写真
- （2） 浄化槽施工結果報告書及び転換結果報告書
- （3） 転換費の請求書及び領収書の写し
- （4） 法第7条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査に係る手数料を納付したことを証する書類の写し
- （5） 法第10条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証する書類）
- （6） 法第11条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査に係

る契約書の写し

(7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を処分した産業廃棄物最終処分場の産業廃棄物管理票の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(平31告示14・全改、令5告示43・令6告示27・一部改正)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、必要な審査を行い、合併処理浄化槽への転換の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、合併処理浄化槽転換費補助金確定通知書（別記様式第7号）により受給者に通知するものとする。

(平21告示19・一部改正)

(請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた受給者が、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、合併処理浄化槽転換費補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(平21告示19・一部改正)

(補助金の返還等)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(平19告示37・一部改正)

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月17日告示第9号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日告示第19号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日告示第18号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日告示第17号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日告示第8号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の銚子市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降になされる補助金の交付申請に係る合併処理浄化槽の設置について適用し、同日前になされた補助金の交付申請に係る合併処理浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月3日告示第12号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日告示第19号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第20号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第10号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第20号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。

附 則（平成31年3月14日告示第14号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第11号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第28号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第27号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記
様式第1号(第6条関係)

(表)
合併処理浄化槽転換費補助金交付申請書

年 月 日

銚子市長 様

住 所
氏 名
電話番号

既存単独処理浄化槽(くみ取便所)から合併処理浄化槽に転換する費用について、合併処理浄化槽転換費補助金の交付を受けたいので、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 設 置 場 所

2 交付申請額 金 円

3 住宅所有者の
住所及び氏名

4 予定工事期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添 付 書 類

- (1) 事業計画書
- (2) 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 転換費の見積書の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 銚子市合併浄化槽転換費補助金交付要綱第2条第1号イに掲げる要件に該当することを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する浄化槽機能保証制度に基づき保証登録された浄化槽にあつては、保証登録証
- (9) 浄化槽設備士免状の写し
- (10) 住宅を借り受けている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(書類名 :)

(裏)
個人情報確認同意書

銚子市合併処理浄化槽転換費補助金の申請に当たり、私の住民記録情報及び市税等の納付状況について銚子市が確認することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

銚子市長様

様式第2号(第6条第1号関係)

事業計画書

申請者の住所及び氏名		
建物の用途及び面積	1 居住専用住宅	m ²
	2 店舗併用住宅	m ²
	(うち居住部分の面積	m ²)
工事費		円
予定工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
設置する合併 処理浄化槽の 概要	設置場所	
	製造業者名	
	型式	
	処理能力	人槽
	処理方式	
	放流先	
廃止する既存 単独処理浄化 槽又はくみ取 便所の便槽の 概要及び処分 方法	設置場所	
	製造業者名	
	型式	
	処理能力	人槽
	処理方式	
	処分方法	1 全部撤去して廃棄物処理 2 埋め戻し処理 3 その他()

様式第3号(第7条関係)

合併処理浄化槽転換費補助金交付(却下)決定通知書

銚子市 指令第 号
住 所
氏 名

年 月 日付で交付申請のあった合併処理浄化槽転換費補助金については、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定する。

年 月 日

銚子市長 印

1 交付 交付決定額 金 円
(条件等)

2 却下
(理由)

様式第4号(第8条第1項関係)

合併処理浄化槽転換費補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日

銚子市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け銚子市 指令第 号で交付決定のあった合併処理浄化槽転換費補助金について、次のとおり申請の内容を変更したいので、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

1 変更の内容

変更前	
変更後	

2 変更予定年月日

年 月 日

3 変更の理由

様式第5号(第8条第3項関係)

合併処理浄化槽転換中止届出書

年 月 日

銚子市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け銚子市 指令第 号で交付決定のあった合併処理浄化槽転換費補助金に係る合併処理浄化槽への転換を中止したので、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 中止年月日

年 月 日

2 中止の理由

様式第6号(第9条関係)

合併処理浄化槽転換実績報告書

年 月 日

銚子市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け銚子市 指令第 号で交付決定のあった合併処理
浄化槽転換費補助金に係る工事が完了したので、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交
付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金 円

2 工事完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 施工に係る写真
- (2) 浄化槽施工結果報告書及び転換結果報告書
- (3) 転換費の請求書及び領収書の写し
- (4) 浄化槽法第7条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査に係る手数料を納付したことを証する書類の写し
- (5) 法第10条の規定による浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し
(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証する書類)
- (6) 法第11条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査に係る契約書の写し
- (7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の便槽を処分した産業廃棄物最終処分場の産業廃棄物管理票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
(書類名 :)

様式第7号(第10条関係)

合併処理浄化槽転換費補助金確定通知書

銚子市 達第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定した合併処理
浄化槽転換費補助金について、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第10条の規定
により、交付額を次のとおり確定する。

年 月 日

銚子市長 印

交付確定額 金 円

様式第8号(第11条関係)

合併処理浄化槽転換費補助金交付請求書

年 月 日

銚子市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け銚子市 達第 号をもって確定のあった合併処理浄化槽転換費補助金について、銚子市合併処理浄化槽転換費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

なお、補助金は、次の振込先口座に口座振替払により支払うようお願いします。

1 交付請求額 金 円

(交付確定額 円)

2 振込先口座

		銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農業協同組合・信漁連						本店 支店 出張所					
1 普通預金	金融機関コード			店舗コード			口座番号(右づめで記入)						
2 当座預金													
3 その他													
フリガナ													
口座名義人													

別記様式第1号（第6条関係）

（平31告示14・全改、令4告示28・令5告示43・一部改正）

様式第2号（第6条第1号関係）

（平21告示19・全改、平22告示20・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平21告示19・全改、平28告示16・一部改正）

様式第4号（第8条第1項関係）

（平15告示18・平17告示8・平19告示37・一部改正、平21告示
19・全改、令4告示28・一部改正）

様式第5号（第8条第3項関係）

（平21告示19・全改、令4告示28・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（令6告示27・全改）

様式第7号（第10条関係）

（平21告示19・全改）

様式第8号（第11条関係）

（平21告示19・全改、令4告示28・一部改正）